

パーリ律 Nissaggiya 28 と雨季定住生活後の 布の贈与について

藤 本 有 美

雨季定住生活を終えた比丘達が布を得て、衣を作り¹⁾、遊行に出発することについては、主に律蔵に基づき、一般に広く理解されてきた。その中で、Nissaggiya 法（所持品に関する規定）の 28 条（以下 Niss.28）に規定される nt. *accekaṭṭhāra-*「緊急〔に贈与されるべき〕布、急施衣」²⁾については、条文中の語の把握が不十分である為、受け取る期間、保管する期間について正しく理解されていない。本論ではこの Niss.28 を検討し、雨季定住生活後の布の贈与との関係を考察する。

1. Niss.28 条文（傍線部について以下で検討する）：Vin III 261,20—24 (Ed.PTS)：

dasāhānāgataṃ kattikatemāsipuṇṇamā bhikkhuno paṇ' eva accekaṭṭhāraṃ uppajjeyya, accekam mannamānena bhikkhunā paṭiggahetabbam, paṭiggahetvā yāva cīvarakālasamayaṃ nikkhipitabbam. tato ce uttarim nikkhipeyya, nissaggiyaṃ pācittiyaṃ (ti). 「カッティカ月の 3 ヶ月目の満月が 10 日まだ来ていないとき（10 日前）に、しかしながら、比丘に緊急〔に贈与されるべき〕布が生じるならば、緊急のものとする比丘によって、受け取られるべきである。受け取ってから、衣時の時節のあいだ、保管されるべきである。もしそれを超えて保管するならば、ニッサグギヤ・パーチッティヤ（という罪）である。」

まず、*kattikatemāsipuṇṇamā*（条文では accusative）³⁾ は、*kattika-*「カッティカ月」、*temāsi-*「3 ヶ月間に属する〔夜〕」、*puṇṇamā*「満月」からなる複合語と考えられる（「カッティカ月の〔雨季定住生活に入ってから〕3 ヶ月間〔経った夜の〕満月」。つまり、遅いほうの雨季定住生活の終了時の満月であり⁴⁾、条文解釈とも一致している⁵⁾。次に、*cīvarakālasamaya-*「衣時（衣に適切な時）の時節」は、条文解釈で Vin III 261,36ff.: *cīvarakālasamayo nāma anattathe kaṭṭhine vassānassa pacchimo māso, atthate kaṭṭhine pañcamāsā*. 「『衣時の時節』とは、即ち、カティナが広げられなかった（衣作成期間を開始しなかった、衣を作らない）場合は、雨季 4 ヶ月（*vassāna-*）の最後の 1 ヶ月である。カティナが広げられた（衣作成期間を開始した、衣を作る）⁶⁾場合は、5 ヶ月である。」と規定される。これは、遅いほうの雨季定住生活の場合、最後の 1 ヶ月間、或いは最後の 1 ヶ月間＋後続する 4 ヶ月間に相当する⁷⁾。そして、*yāva*

と用いられ⁸⁾、「衣時の時節のあいだ」と訳される。纏めると、Niss.28 は *nt. accekaṭṭivāra-* を、遅いほうの雨季定住生活の終了10日前から受け取り、衣時の時節のあいだ保管するべきだと規定していることになる。

他方、注釈文献では、*kattikatemāsipuṇṇamā* は、早いほうのカッティカ月 (Assaya-*yuja* 月) の満月⁹⁾、つまり、早いほうの雨季定住生活の終了時の満月として説明される。これに従い、従来の辞書、訳、研究書は、この語を、早いほうの雨季定住生活の終了時の満月として説明してきた¹⁰⁾。そして、*yāva cīvarakālasamayam* の部分を「衣時の時節まで」と解釈し、早いほうの雨季定住生活の終了10日前から受け取り、衣時の時節になるまで保管する、との理解を示してきた¹¹⁾。

2. *nt. accekaṭṭivāra-* 「緊急 [に贈与されるべき] 布」と雨季定住生活後の布の贈与
2.0. 上記のような理解が受け入れられてきた背景には、雨季定住生活後に衣時の時節 (= *cīvaradānasamaya-* 「布の贈与の時節」)¹²⁾ となり、衣の入手と作成を始めると一般に理解されてきた点が指摘できる。しかし、この理解は早いほうの雨季定住生活の場合にのみ当てはまるものである。遅いほうの雨季定住生活の場合、最後の一ヶ月間が衣時の時節 (及び「布の贈与の時節」) となるため、この1ヶ月間に、布の入手と衣の作成をどのように行っていたのか問題となる。これについて、個人的に入手する布については2.1 適切な期間に受け取りを許可していること、2.2 衣の作成は問題の1ヶ月間には行われないことが、推測される¹³⁾。

2.1. *nt. accekaṭṭivāra-* 「緊急 [に贈与されるべき] 布」の許可 (Vin III 260,22ff.) には、旅に行こうとしていた大臣が布を贈与するために比丘達を呼んだが、比丘達は「雨季定住生活を過ぎた者達に (*vassam vutthānam*) 雨季定住生活の布 (*nt. vassāvāsika-*) は許可された」と考えて取りに行かず、大臣が怒った、という出来事が伝えられている。その際には *nt. accekaṭṭivāra-* を受け取って保管することが許可されたのみである。そして、衣時の時節を過ぎても保管していたことが問題となり、Niss. 28 が制定され、適切な受け取りと保管の期間が明確にされている。

この布についての条文解釈の説明 (Vin III 261,27ff.) は、旅に行く者、出征する者、病人、妊娠中の者、信仰の生じた者、心の静まりが生じた者が、比丘達に「雨季定住生活の布 (*nt. vassāvāsika-*) を与えよう」と言って使者を派遣する場合に、このような布が *nt. accekaṭṭivāra-* と名付けられる、というものである。さらに、*nt. accekaṭṭivāra-* であると確認を行ってから保管するべきだと規定している¹⁴⁾。

つまり、*nt. accekaṭṭivāra-* とは、原則的には雨季定住生活後に受け取るべき *nt. vassāvāsika-* 「雨季定住生活の [布]」を、贈与者側の都合によって雨季定住生活

中に受け取ったものである。そして、エピソードの通り、雨季明け後の旅や出征などの都合に対処するのが、この布を許可した本来の目的であろう。また、Niss. 28 が規定する、カッティカ月満月の 10 日前から、という受け取り期間は、先行する教団規則に則ったものである (次 2.2 で示す) が、気候にも即したものだっただろう。早い方の雨季定住生活後にも降水があったことは文献から伺われ¹⁵⁾、現在の雨季のあり方からも納得される。おそらく、遅いほうの雨季定住生活の最後の 1 ヶ月のうち、初め頃よりも終わり頃のほうが、このような緊急な布の贈与が多く起きていたと考えられる。

2.2. 遅いほうの雨季定住生活の最後の 1 ヶ月間の布の入手、衣の作成について、明確な規定は存在しない。恐らく、雨季定住生活を過ごし終えていないため、衣作成期間に入って (カティナが広げられて) おらず、衣作成期間の後に適用される Niss.1 条と Niss.3 条に従っていたのではないだろうか。

Niss.1 条は、余分な衣 (条文解釈では「布」も含む) は最大 10 日間着用/所持してよいと規定している¹⁶⁾。Niss.3 条は、〔規定された〕時期以外の衣 (nt. *akālacivara-*) が贈与される場合、必要であれば受け取ってすぐに (条文解釈では「10 日で」) 作成し、量が足りなければ、最大 1 ヶ月間作りかけの布を保管してよいと規定している¹⁷⁾。これらの時間制限に従えば、遅いほうの雨季定住生活の最後から 10 日より前に受け取れば、衣を作り始めなければならないことになる。最後から 10 日以内であれば、布のまま雨季定住生活を終えるまで保管することができ、その後、衣作成期間に入る (カティナが広げられる) ことにより、衣作りに必要な布として引き続き所有することが可能と考えられる。Niss.28 は、緊急の布の贈与に関して、後者のやり方を条文化したものと判断される。

Niss.28 が規定する、カッティカ月満月の 10 日前から、という期間は、雨季定住生活後に衣作成期間に入ることが前提にあると考えられる。これより前に衣を得たり、作ったりする事を禁じた規定は存在しないが、恐らく、雨季定住生活後に衣を作成するのが原則であったと思われる。

3. 雨季定住生活後に比丘が布を贈与してもらい、衣を作るという習慣は、何時ごろ一般化したのかは明らかではない。ただし、この Niss.28 の存在から、Nissaggiya 法の条文が作られていた当時から、この習慣があり、雨季定住生活に二つの期間が設定されていたことは明らかである。早い方の雨季定住生活を行って衣を作るほうが規則の適用が単純であり、気候にも適っているため、恐らく、早い方の雨季定住生活が先にあり、規定も先に設けられていただろう。Niss.28 は、こ

れに遅いほうの雨季定住生活を合わせて、合法で適切な期間に nt. *vassāvāsika*-「雨季定住生活の〔布〕」を得ることが出来るように追加制定したものと考えられる。

1) パーリ律では nt. *cīvara*- は「布片」「布」「布片を継ぎ合わせた布、ないし衣」を指す (cf. Vin I 297, 11ff. など, さらに平川彰『二百五十戒の研究 II』, 1993 年, p.71ff.; UPASAK, C. S., Dictionary of Early Buddhist Monastic Terms, 2001 Second Edition, *cīvara*- の項). そして, 三衣は布片の継ぎ合わせでなければならず (cf. Vin I 287, 6ff.), 大きな布は細かく裂いて再び縫い合わせる必要があった. 糞掃衣 (*pamsukūlacīvara*-) という理念はあるものの, 実際には普通の布 (*gahapaticīvara*-「家長 (在家者) の衣」) が享受され, 布断片を集めるより, むしろ一度に入手した定量の布を裂いて衣に作りあげることが一般的だったのでないか. 2) CPD は *acceka*- に「臨時の」, *accāyika*- に「緊急の, 臨時の」の意味を挙げ, nt. *acceka*- については a robe presented to a priest not at the usual time と訳している. BHSD は *āyayika*- に「例外的な」の意味を挙げる. さらに cf. Skt. *āyayika*- adj. was einen raschen Verlauf hat und daher keinen Aufschub leidet, ... dringend (BÖHTLINGK — ROTH).

3) 注釈文献では *kattikatemāsikapuṇṇamam* と引用される, cf. 注 9. 大衆部説出世部の *Prātimokṣasūtram* では, *dasāhānāgatam kho puna tremāsām kārttiki paṇṇamāsi*…「また, [雨季定住生活の] 3 ヶ月間が, [つまり] カールツェイカ月の満月の夜が 10 日来ないときに…」 (Ed. TATIA, p.18, No. 28). 4) 教団行事としての雨季定住生活は, アーサーダ月満月の翌日 (大よそ現在の六月中・下旬), 或いは, その 1 ヶ月後に正式に開始され, どちらも 3 ヶ月間継続される, cf. Vin I 137f. (*Vassupanāyikakkhandhaka* 2 節及び 3 節).

5) Vin III 261, 25f.: *dasāhānāgatan ti dasāhānāgatāya pavāraṇāya. kattikatemāsipuṇṇaman ti, pavāraṇā kattikā vuccati*. [*dasāhānāgatan* とは, 自恣 (雨季定住生活の終了式) が [まだ] 10 日間来ていない時に [である]. *kattikatemāsipuṇṇaman* とは, カッティカ月の自恣 (雨季定住生活の終了式) が言われている]. 6) *kaṭhina*- には, adj. 「堅固な」と名詞 nt. *kaṭhina*- がある. 後者は, 布断片から衣を作成する際に用いる枠のような道具である. 術語 *kaṭhinam attharati* 「カティナを広げる, 衣作成期間を開始する」及び *kaṭhinam uddharati* 「カティナを取り払う, 衣作成期間を終了する」は, この道具の使用に由来する. 雨季定住生活を過ごした比丘達が「カティナを広げる」こと, カティナを広げた (衣作成期間を開始した) 比丘達に 5 つの特権 (通常禁止される行為の解除) が認められることが, Vin I 254, 8ff. (*Kaṭhinakkhandhaka* 1.3) に規定されている. この期間開始に際して, 僧団から一比丘に布 (nt. *kaṭhinadussa*-) を与え衣を作らせるという儀式がある, cf. Vin I 254, 13 ff. (同 1, 4—6). さらに *kaṭhinassa palibodha*- 「カティナの確保 (つまり, 衣作成期間の継続)」, cf. Vin I 265, 7ff. (同 13 節). 7) だが, これは暦の上で定義したものであり, 実際には, 途中で終了されることもある. 期間の終了は, 比丘個人の衣作成状況や僧団, 定住地 (*āvāsa*-) との関係等を巡って不明な点が多く, 今後の課題としたい. 8)

yāva + accusative 「〜の間に」, cf. SPEYER, Sanskrit Syntax, p.41. 9) 注釈文献において, *paṭhamakattika*, *pubbakattika* 「最初の／先のカッティカ月」は Assayuja 月 (*Āsvayuja* 月), *pacchimakattika* 「後のカッティカ月」は Kattika 月 (*Kārttika* 月) として用いられる (cf.

(124) パーリ律 Nissaggiya 28 と雨季定住生活後の布の贈与について (藤 本)

PTSD 及び CPD *kattika*- の項)。恐らくこの用法に基づき、Samantapāsādikā III 728,20f.: *kattikatemāsikapuṇṇaman ti paṭhamakattikatemāsikapuṇṇamam* [*kattikatemāsikapuṇṇaman* とは、最初のカッティカ月の3ヶ月目の満月〔である〕]と説明し、Kaṅkhāvitaranī もほぼ同様である (cf. Ed. NORMAN — PRUITT, 2003, p.139,1). 10) Cf. PTSD; CPD; CONE, M., A Dictionary of Pāli I, 2001; RHYS DAVIDS — OLDENBERG, Vinaya Text I, 1885, p.30 n.1; HORNER, Book of Discipline II, 1940, p.153; 平川彰『二百五十戒の研究 II』, 1993年, p.532ff.

11) Cf. RHYS DAVIDS — OLDENBERG I p.29; HORNER II p.153; 平川彰, 上掲書, p.532ff..

12) Pāli-Vinaya では *cīvaradānasamaya*- 「布の贈与の時節」が設定されており、この期間の定義は *cīvarakālasamaya*- 「衣時の時節」と同一である (cf. Vin IV 74,34f. = 同 78,19 = 同 100,28ff.). この期間には、4人以上で招待されて食事をする事、食事に招待されている比丘が、それとは別にその前に食事をとる事、食事の招待を受けていても、出かける事を比丘にことわらないで家々に行つて活動すること、の3つが例外的に許可される (cf. 同 74,24ff. = 同 77,30ff. = 同 100,9ff.). 13) 布を得る方法には、個人的に贈与されて得る方法と、僧団に贈与された布を分配して得る方法とが考えられる。Niss.28 は前者に関して規定している。後者は、そこで雨季定住生活を過ぎ終え、カティナを広げた比丘達で分配されるものであり (cf. Vin I 254,10ff.), Vin I 301,17ff. は、2つの定住地 (*āvāsa*-) で過ごした比丘に布の割り当て (*cīvarapaṭivisa*-) を一人分与えるように規定している。この規定から分配時期は不明であるものの、遅いほうの雨季定住生活を行った比丘も、早いほうの雨季定住生活を行った比丘と同様に、等しく分配に与っていたことが推測される。

14) *sannāṇam katvā nikkhipitabbam idaṃ accekacīvaran ti*. 『これは緊急の布である』としっかり確認を行つてから、保管されるべきである。16) Cf. Vin I 253f. (Kathinakkhandhaka 1,1 — 2): 比丘達が雨季定住生活直後に、降雨と泥濘のなか、濡れた衣に困りつつ、5、6 ヨージャナの道のりを歩いて仏陀に会いに来たため、「カティナを広げる」(衣作成の特別期間に入る) という制度が設けられる; Vin I 169,18 — 34 (Pavāraṅkhandhaka 15,5 — 6): 大きな雲 (雨雲) が出てきて、降水をよけられる場所が限られている場合の自恣のやり方が規定される。両箇所とも雨季定住生活の時期を明示しないが、おそらく早いほうの雨季定住生活の場合に生じる状況であろう。

16) Cf. Vin III 196,9 — 11. 17) Cf. Vin III 203,32 — 38. なお、同 204,3ff. の定義上、この1ヶ月間に生じた布は *nt. akālacīvara*- 「〔規定された〕時期以外の布」とはならない。しかし、Niss.28 が10日前からという期間を設定している点を考慮すると、この間に生じた布を遅いほうの雨季定住生活中の比丘が無制限に所有できたとは考えにくい。

〈キーワード〉 *accekacīvara*, 急施衣, *kaṭhina*, *vassa*, *cīvara* (東北大学大学院)

the establishment of *niḥsvabhāvatā*. This paper will show how the way of the argument developed to the “five types of quest” from Early Buddhism’s formulation.

177. Nissaggiya 28 and Giving Robes after the Rain-retreat

Yumi FUJIMOTO

Nissaggiya 28 has been translated and understood inappropriately by using the commentaries’ explanations. In commentaries, the difficult word in the text *kattikatemāsipuṇṇamā* is explained as the full-moon of the first *kattika* (*paṭhamakattika-*), that is, the third month [of the earlier rain-retreat (*vassa-*)]. Rhys Davids--Oldenberg, Horner, and Akira Hirakawa follow this explanation. They translate and explain Niss. 28 as a rule which allows monks to accept the robe as a special gift (nt. *acceka-civara-*) ten days before the end of the earlier *vassa-*, and to keep it up until the robe-season (in text *yāva cīvarakālasamayam* during the robe season!). The word *kattikatemāsipuṇṇamā*, however, means the full-moon of *kattika*, the third month [of the rain-retreat (*vassa-*)], that is, the full-moon at the end of the later rain-retreat.

Nissaggiya 28 applies to the monks who are spending the later *vassa-*. For example, when a layman who is going to start a journey or going to war wants to give [a robe as] the “gift for the rain-retreat” (nt. *vassāvāsika-*) urgently, by applying this rule the monks can accept the robe as a special gift (nt. *acceka-civara-*) during the last ten days of the later *vassa-*, and keep it up during the robe-period (*yāva cīvarakālasamayam*). The period of the last ten days is supposed to be fixed in order to follow the ordinary time limit for keeping a surplus robe (Nissaggiya 1) and for making a robe (Nissaggiya 3). And, this period is appropriate for the climate as well. The purpose of this rule is to make it possible to accept and to keep up the gift for the rain-retreat in appropriate time and period, which should be attained after the *vassa-* in principle. This rule is supposed to be enacted on condition that the monks generally make robes after spending the period of the *vassa-*.